



### 平和でなければ、日常の生活も、音楽や美術の文化芸術活動も、 オリンピックやさまざまなスポーツ大会だって 当然成立しません!

9条をはじめ日本国憲法はもちろん、きのうきょうに「押しつけ」などで生まれたもの  
ではおぼせん! 長い長い数百万年の人類の歴史が背景になって成立しています!

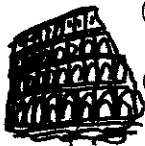
### 国際平和の思想とその長い歴史



- ① 前8世紀ギリシアの隣保同盟 古代ギリシアのポリス同士では、戦争をしないで平和をと親善を誓いました。また、アリストファネスなどの反戦の喜劇も書かれた。
- ② 前5世紀中国の春秋戦国時代、思想家の墨子の非攻説と反戦の思想。争いの時代に「不義を犯して他国を攻めるな」と説いた。
- ③ 前4世紀中国の春秋戦国時代、国家の経営・戦略・人間の使い方を説いた孫子の兵法書には、「戦わずに相手を降伏させるのが最上である」などの名言がある。
- ④ 3世紀ローマの自然法 万民法でローマ国内の平和を唱えた。血生臭いことの好きなローマでさえも、平和を望んでいます。
- ⑤ 中世の西欧では、神の平和、神の休戦が主張され、キリスト教会の主導による平和を説く。『聖書』の中にも「剣をとる者はみな、剣で滅びる」という有名な言葉があります。
- ⑥ 1625年オランダのグロチウスは『戦争と平和の法』で、ドイツ三十年戦争の反省から、戦時でも国家間の平和の法律が必要であり、海洋河川の航行の自由や平和取引など、国際法の制定を力説した。
- ⑦ 18世紀ドイツの哲学者カントは『永久平和論』で、「常備軍は時を迫って全廃されるべきである。人を殺すため、人に殺されるために雇われることは、人間を単なる機械や道具として使用することを意味する」と国際平和を訴えた。
- ⑧ 1815年神聖同盟・四国同盟 フランス革命やナポレオンの戦争の後、ウィーン会議でキリスト教精神に基づく国際協力と、永遠の国際平和維持を定めた。
- ⑨ 1899・1907年オランダのハーグ万国平和会議で、「国際紛争の平和的処理に関する条約」、毒ガスなどの禁止、捕虜の待遇に関する「戦争法規に関する協約」を採択。
- ⑩ 国際労働者組織インターナショナルの平和運動。しかし第一次世界大戦が勃発し、労働者の自国に対する狭い愛国心で崩壊してしまう。
- ⑪ ガンディーの非暴力、文豪トルストイや、ロマン・ロランの平和論
- ⑫ 宗教家内村鑑三の戦争絶対的廃止の平和論。キリスト教の信仰から、日露開戦に際して「非戦論」を主張した。
- ⑬ 明治初期の自由民権運動 欧米思想の影響とはいえ、国会の開設と憲法制定、地租軽減、地方自治を要求した国民の下からの運動。
- ⑭ 第一次世界大戦直後の1919年、ドイツ共和国のワイマール憲法 社会的基本権・労働権・男女平等など、当時最も民主的な憲法と言われた。ナチスにより消滅。
- ⑮ 1928年ケロッグ・ブリアン協定(不戦条約)を締結した。ケロッグはアメリカの国務長官、ブリアンはフランスの外相。「国際紛争の解決はすべて平和的解決手段による。一切の武力は使用禁止」と約束し、日本の憲法9条成立に大きな影響を与えた。
- ⑯ 1955年7月7日、ラッセルやアインシュタインの反戦と核兵器の廃絶の思想 カナダのバグウォッシュで、世界の科学者たちが軍縮と国際協力を主張した。
- ⑰ 南アメリカのコスタリカ共和国で軍隊を廃止 1949年制定の憲法で武装放棄を宣言し、軍隊をもっていない。国家予算の四分の一を教育費にあてています。

◆日本国憲法第9条の戦争の放棄・戦力の不保持は、一朝一夕に生まれたものではなく、人類のこんなに長く重い歴史を踏まえて誕生しました。この平和主義こそ、現代の人類のあり方や理想を示したものです。◆また、「アメリカからの押しつけだ」というのは、当時GHQ(占領軍)に提出した政府の憲法草案が拒否された腹いせに、現憲法を批判し変えたい人々のこじつけです。◆そして、ふるさと小高の憲法学者鈴木安蔵作成の「憲法草案」が、現在の憲法の下敷きになっていることにも大いに誇りを持ちたいものです。

そして、⑱1947(昭和22)年、日本国憲法前文と第9条「日本国民は、戦争は永久に放棄する。陸海空軍の戦力は保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」が制定されたのです。



# 《あなたの疑問に答えます》

## 「自分には憲法改正問題は関係ない」と思っているあなたへ

●私たちの生活は、いろんななまきまり、約束で動いています。それが国のレベルでは法律であり、最終的な根拠として憲法があるのです。だから憲法は生活に大きな影響力をもつ一番重要な法なのです。

ところで憲法は誰と誰の約束でしょうか。国民が主人公として国や政府をしばる約束なのです。ですから「関係ない」といつてほっておいたら、立場が逆転して、国や政府が「国民の責任や義務」などという出して逆に国民をしばるおそれが十分にあるのです。

まして、憲法九条といえば、戦争や平和の問題として私たちの命や生活に大きな影響を与えるものです。それでも「関係ない」といえるものでしょうか。

むしろ私たちの生活を平和で豊かなものにするために、進んで憲法を学び、くらしに生かしていくことがいま求められているのではないのでしょうか。

## 「自分の国だけ平和主義」とたへ

●日本の平和主義は「自分の国だけ」なんて考えていません。むしろ、この60年間、戦争をしかけていった国は沢山あり、無抵抗の市民も何人も殺している中で、「私たちは」

「世界の多くの国や人々は日」

「の一部分の国だけが平和主義」

「の一部分の国だけが平和主義」と思っているなら、それは平和主義の問題があるからではなく、むしろそれを貫く努力が足りないということです。この秀れた憲法を軸に、日本は平和についてのイニシアチブをとり、紛争解決につくすことこそ世界がいま期待していることではないのでしょうか。



## 「北朝鮮はテポドンがある。中国も軍事力を増やしているから心配」と思っているあなたへ

## 「自衛隊は事実上軍隊なんだから、そのことを九条に明記すべきだ」と思っているあなたへ

## 『福島県九条の会・守ろう憲法九条』よりコピー

●憲法九条二項は「戦力の不保持」「交戦権の否認」を定めているのですから軍隊はないのが本来の姿です。しかし、米ソの「冷たい戦争」がはじまるとともにアメリカの指示で警察予備隊が作られ、日米安全保障条約のもとで、「解釈改憲」をつみ上げて強大な自衛隊になってきたのです。しかし、そんな自衛隊であっても九条二項があるかぎり「自衛のための実力組織であり」「海外の武力行使はできない」とされ、政府をしばってきました。だから、アメリカのアーミテージ前国務副長官は「日米で共同作戦をとる段階でひっかかる」第九条の改正を求めているのです。自衛隊を「軍隊」として認めて「無理を通して」、事実上平和主義を放棄する（道理をひっこめる）ことをゆるすかどうかがいま国民一人一人に問われているのではないのでしょうか。

●たしかにそのような心配がないとはいえません。しかし、このような議論は慎重に対応することが必要です。日本の歴史をふりかえってみると、このように国民の不安をかき立てて軍事力を際限なく拡大し、ついには「自衛」という名で謀略あるいは先制攻撃をしかけ、日本や世界の民衆に大きな苦しみと悲しみを味わわせることがくりかえしおこっています。大量破壊兵器の口実ではじまったアメリカのイラク戦争がどんなにウソにまみれたものであったかは世界の人が眼の前でみた通りです。しかも、戦争という暴力は「支配の形の平和」しかつくれません。これは報復を生み、結局はくずれます。対話による平和を求める日本国憲法の平和主義の理念こそ、世界の歴史から学んだ到達点です。この平和主義に確信と誇りをもってアジアの国々と対話し、平和を作りあげていくことこそ理性的で正しい道ではないのでしょうか。しかもそのことは国際連合の理想とも一致しているのです。

**憲法99条【憲法尊重擁護の義務】** 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

憲法を尊重し擁護することは、公の職にある人々の義務と定められています。…この尊重するというということは、単に「たいせつにする」といった程度のことではなく、憲法に定めることを日本の中に実現するという積極的なものでなくてはなりません。…無論、個人としては憲法に対して自由な考え方もつことはできます。しかし、公の立場としては、この憲法を尊重し、擁護して行動しない公務員は、その適格性を欠くものとして処分されることになっています。

（『憲法の解説』憲法教育指導研究会編 一橋出版より）



◆首相をはじめ国会議員から地方公務員にいたるまで、憲法を尊重し擁護しなければならないはずなのに、「憲法を守ろう」ということを口にするこさえタブー視したり、無関心を装う傾向があります。公務員なら特に憲法のこの条文を知らないはずはないのに？◆でも一方で「九条の会」に「私もそう思っていた！」と共鳴する市民もたくさんいます。弱気にならないで、粘り強く活動していきましょう♥